

★**新型コロナウイルス感染症の雇用調整助成金**

新型コロナウイルスの影響を軽減するための助成金です。経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

【対象となる事業主】

- ・日本・中国間の人の往來の急減により影響を受ける事業主で、中国(人)関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合(10%)以上である事業主。

<例>

- ・中国人観光客の宿泊が無くなった旅館・ホテル
- ・中国からのツアーがキャンセルとなった観光バス会社等
- ・中国向けツアーの取扱いができなくなった旅行会社

【措置の内容】休業の開始が令和2.1.24～7.23まで

① 休業等計画届の事後提出は可

令和2.1.24以降に初回の休業等がある計画届については令和2.3.31迄に提出すれば休業前に提出されたものとする

② 生産指標の確認対象期間を3か月～1か月に短縮

最近1か月の販売量、売上高等の指標が前年同期に比べ10%以上減少していれば要件を満たす

③ 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加しても助成対象とする

④ 事業設置後1年未満の事業主についても助成対象とする

令和元年12月の指標と比較し、中国(人)関係売上高等の割合を、事業所設置から初回の計画届前月までの実績で確認する

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担に対する助成率(1人8,335円が上限)	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日(3年間で150日)	

★**中小に「残業しわ寄せ」監視**

大企業ではすでに行われている「残業規制」が中小企業でも4月から始まる。「月100時間未満、年720時間」を上限とする規制が先行している大企業からしわ寄せが行く形で、中小の長時間労働が続くことのないように政府は監視を強める。経産省は下請中小企業振興法に基づく行政指導が続くことのないよう政府は監視を強める。

「金曜に発注があり、土日にやれと言われた」「深夜に下請け社員だけが呼び出された。発注元の大企業からしわ寄せがきている」などの声が寄せられている。

長時間労働につながる法令違反	
2019年の実例	公正取引委員会の見解
運送会社A社が、下請けに発注内容を超えた荷積みなどをさせた	買ったたきにあたる恐れ。長時間労働を招く
小売業者B社は、日用品製造や委託する下請け会社に無償で休日や残業での商品陳列をさせた	不当な経済利益の提供要請にあたり、休日勤務などにつながる
包装資材の製造を下請けに委託するC社は、発注書面に仕様を明記せず、納品された製品を作り直させた	発注側の企業の都合で想定外の追加作業時間が生じる

国際的にみて日本は長時間労働が目立つ。週49時間以上働く割合は全体の19%(2018時点)で、10%前後の欧米主要国の2倍。中小企業は労働生産性の停滞が続いており、大企業が09年度から17年度の間に約40%向上した半面、中小企業は11%の上昇にとどまった。

★**残業時間規制**

働き方改革関連法で初めて罰則付きで時間外労働の上限を設けた。残業するためには労使が「36協定」を結び所轄労働基準監督署に届出なければならない。



しだね桜